

令和5年美濃加茂市教育委員会 3月定例会 会議録

1 開会日時及び場所

令和5年3月22日（水）午後3時00分から午後4時10分まで
美濃加茂市生涯学習センター2階 203会議室

2 出席者

（教育委員）

教育長 古川 一男
委員 鹿野 久美子
委員 矢島 良子
委員 高野 光泰
委員 渡邊 博栄
委員 武田 由美

（事務局）

事務局長 山田 智也
学校教育課長 渡辺 出
教育センター次長 佐藤 明弘
教育総務課課長補佐 鷺見 省吾

3 欠席者

なし

4 開会 午後3時00分

5 議事日程等

（1）教育長あいさつ

（2）会議録署名委員の指名

（3）会議録の承認について

① 2月定例会会議録

（4）議事

- 議第1号 美濃加茂市教育委員会個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について
- 議第2号 美濃加茂市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則について
- 議第3号 美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議第4号 美濃加茂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議第5号 美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する告示について
- 議第6号 美濃加茂市教育委員会後援等及び賞状の交付に関する要綱の一部を改正する告示について
- 議第7号 美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示につ

- いて
- 議第 8 号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について

(5) 協議・報告事項

- ① 令和 5 年度事務局職員の人事異動について
- ② 教育委員会行事予定等
- ③ 教育センター事業報告

(6) その他

会 議 録

(4) 協議・報告事項

② 教育委員会行事予定等について

鷺見課長補佐

定刻となりましたが、直前の会議が長引いており、教育長と事務局長が遅れての参加となりますので、まず協議・報告事項を先にお伝えしたいと思います。では「教育委員会行事予定等について」をお願いします。

渡辺学校教育課長

※資料を基に、教育委員会行事予定等について説明。

- ・ 4月5月の予定については、未確定のものもあるような状況です。
- ・ 4月は1日2日が休みのため3日が仕事始めとなり、辞令交付式を行います。文化の森の緑のホールで行いますので、お時間ありましたら出席をお願いします。
- ・ 令和4年度は新任の校長と初任者だけで行いましたが、令和5年度は元の形に戻して他の市町村から転入される先生にも参加していただきます。
- ・ 4月7日が入学式と始業式です。
- ・ 5月の時期は家庭訪問を行っていましたが、昨今は家の場所を確認するだけの作業を各学校で行います。

山田事務局長

遅れての参加となりましたことお詫び申し上げます。
令和4年度最後の定例教育委員会となる予定です。
矢島委員におかれましては、この4月2日をもちまして任期満了にご退任ということで、平成27年の4月3日にご就任いただいてから2期8年にわたりましてお務めいただき、本当にありがとうございました。また、鹿野委員、高野委員、渡辺委員、武田委員皆様にもですね、このコロナ禍ということで教育委員会の運営が本当に色んなところで教育環境も含めて様々な影響がありましたけれども、また私自身もですね今年度4月にこちらに初めて教育委員会に来たということで不慣れなこともございまして大変ご迷惑をおかけし、またご無理をお願いしたりしましたけれども、皆さまのご協力により何とか滞りなく進めてくることができたのかなというふうに思っております。この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

(1) 教育長あいさつ

古川教育長

※教育長から開会のあいさつ
・WBCの決勝が8時からあり、優勝しました。栗山監督のコメントの

中の一つに、「最後まで諦めないという事は、もうずっとこうやって言
ってきて、何があるかわからないから最後までどんなことがあっても
力を抜かないっていう意識を継続させるそういう諦めない心を大事
に」ということを繰り返し言ってきたということが心に残っています。

・改めて美濃加茂市の学校教育の目指す姿、自己に厳しく、人に優し
い、心身ともにたくましい子供を育成する。この辺のところを改めて
子ども達に、これからの社会を生き抜いていく力をつけていくため
にはとても大事な事だなということを改めて思った時間でした。

・美濃加茂市に岐阜モロッコ名誉領事館がある関係でモロッコ文化交
流会が開催されました。県知事さんも来ていただくような大きな会だ
ったんですけども、駐日モロッコ王国特命全権大使様も来ていただき
て講演もいただいたというような事でした。本当に武田委員さんもご
尽力されて本当にご苦労様でした。

・東広島市でスクールバスの案件がつい先日また報道されました。
本当に子供の命に関わる事ですし繰り返し繰り返さないように対応
するというふうにするんですけど、現実としてこうやって繰り返されて
いる。こうした現実を他山の石として、美濃加茂市の教育という
ところも危機意識というところもやっぱり忘れないように大事にし
ていくって考えていかねばならない案件だなということを思いま
した。

・本年度もあと10日になりました。明日が小学校の卒業式、明後
日が修了式という段階になってきました。明日の小学校の卒業式に
つきましては、教育委員の皆様方にも子供たちの姿をしっかり見届
けて告辞をお願いいたします。

(2) 会議録署名委員の指名

古川教育長

会議録署名委員の指名を行います。美濃加茂市教育委員会会議規
則第14条第2項の規定により、令和5年3月定例会会議録の署名
者は矢島委員をお願いいたします。

矢島委員

はい。

(3) 会議録の承認について

① 1月定例会会議録

古川教育長

次に、会議録の承認についてです。1月定例会会議録を事前にお送り
しておりますが、訂正等はよろしいでしょうか。

特にないようですのでご承認いただいたという事をお願いします。

(5) 議事

議第1号 美濃加茂市教育委員会個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について

議第2号 美濃加茂市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則について

古川教育長

では初めに「議第1号 美濃加茂市教育委員会個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について」と「議第2号 美濃加茂市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則について」につきましては関連がありますので、これを一括議題として進めたいと思います。

事務局に説明を求めます。

鷺見課長補佐

※資料を基に、「美濃加茂市教育委員会個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令」と「美濃加茂市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則」について説明。

・全国の自治体ごとに作られている個人情報保護について、法律による管理に統一されます。

・美濃加茂市個人情報保護条例を廃止して、美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するよう3月定例議会に上程されています。これに伴い現行の美濃加茂市教育委員会個人情報保護条例施行規程を令和5年4月1日施行として廃止します。経過措置として令和5年3月31日以前の処分に対する不服申し立て等の手続きについては、従前の例によるものとしています。

・また、美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、教育委員会でのルールとして、美濃加茂市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を制定するものです。ルールについては、市長部局と同じとなるよう「例による」としています。令和5年4月1日施行です。

古川教育長

何かご意見ございましたらお願いいたします。

これは国の方の動きに合わせて市が合わせるという動き。特に単独で何かやるということではない。

鷺見課長補佐

そうです。大きな流れとしては、全国統一の流れです。細かいところで多少裁量がある部分はありますが、大枠は国の法律に合わせて運用していきます。

古川教育長

他に質問等ありましたらお願いします。

(委員：意見等なし)

それでは議第1号と議第2号についてはご承認いただいたということで、次へいきます。

議第3号 美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

古川教育長

では次に「議第3号 美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」をお願いします。

鷺見課長補佐

※資料を基に、美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について説明。

- ・現状に合わせて、「学校教育課にある発達支援係」「教育総務課の用務員」「教育総務課の事務分掌」を整理します。
- ・その他過去の改正漏れや字句の整理を行います。
- ・現状に合わせる改正となる為、公布の日から施行です。

古川教育長

質問等ありましたらお願いします。

鹿野委員

20ページのところの第5条ですけれど、「所属の課(かい)」と書いてあるんですけど、この「かい」ってなんですか。

鷺見課長補佐

過去に使っていた表現となります。組織の中にある課、局や室で表現できない組織を「かい」と表現していたようです。

現在「かい」に該当する組織がないため削らせていただくものです。他の例規からも削られていますので、それに合わせる形となります。

古川教育長

他に質問等ありましたらお願いします。

(委員：意見等なし)

それでは議第3号についてはご承認いただいたということで、次へいきます。

議第4号 美濃加茂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

古川教育長

では次に「議第4号 美濃加茂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について」をお願いします。

鷺見課長補佐

※資料を基に、美濃加茂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について説明。

- ・市内全小中学校に学校運営協議会が設置されたことに伴い、学校評価について整理します。
- ・学校評価の流れとしては、その教職員による自己評価、他者からの評価ということで児童生徒からの評価、保護者からの評価、学校運営協議会からの評価といった外部の評価が3種類実施されるという形で進めていきます。

- ・評価の結果については、教育委員会に報告するとともに公表することとするものです。
- ・施行については、令和5年4月1日です。

古川教育長

質問等ありましたらお願いします。

(委員：意見等なし)

それでは議第4号についてはご承認いただいたということで、次へいきます。

議第5号 美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する告示について

古川教育長

では次に「議第5号 美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する告示について」をお願いします。

鷺見課長補佐

※資料を基に、美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する告示について説明。

- ・令和5年度からの機構改革により人事課がキャリアサポート課となるため、それに伴う改正です。
- ・その他字句の整理を行います。
- ・施行については、令和5年4月1日です。

古川教育長

質問等ありましたらお願いします。

(委員：意見等なし)

それでは議第5号についてはご承認いただいたということで、次へいきます。

議第6号 美濃加茂市教育委員会後援等及び賞状の交付に関する要綱の一部を改正する告示について

古川教育長

では次に「議第6号 美濃加茂市教育委員会後援等及び賞状の交付に関する要綱の一部を改正する告示について」をお願いします。

鷺見課長補佐

※資料を基に、美濃加茂市教育委員会後援等及び賞状の交付に関する要綱の一部を改正する告示について説明。

- ・後援の条件である「営利を目的としないもの」をより明確にする改正です。
- ・パソコン教室やサッカー教室など本来有料のものを無料で体験できるようなイベントを対象から除外します。
- ・「主に営利、商業宣伝等を目的としないもの」とすることにより、営利企業が行う宣伝目的の活動を除くものです。
- ・施行については、令和5年4月1日です。

古川教育長

質問等ありましたらお願いします。

山田事務局長

一点補足をさせていただきます。実際今年度を見ている中で、無料で収支も当然ゼロっていうふうに出てくるんですけども。こちらからの承認通知を送る際に勧誘等の行為を行わないことという注釈をつけて承認をしたというような事例も多々ありました。無料でやっている中で「ぜひ入ってくださいよ」とかそういったことを現場で行われてしまうと、結果的にそこが営利に繋がっていくことになってしまいます。そういったところを商業宣伝という言葉をもって、承認通知に付記しなくても「そこは元々禁止してることですよ」というふうはこちらとしてお伝えができるような、申請段階でわかるようなところで、そういった意図もありまして改正を行ったというところでは。

古川教育長

教育委員会のほうにも後援依頼ってのは何かずいぶん出てきている状況で。

山田事務局長

後援をすることで各学校にチラシの配布を許可するっていうところも出てくるんです。そういったところを目的にして、後援の申請があったりします。学校にいろんなビラまかれても困るというところもあります。

古川教育長

質問等ありましたらお願いします。

(委員：意見等なし)

それでは議第6号についてはご承認いただいたということで、次へいきます。

議第7号 美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

古川教育長

では次に「議第7号 美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」をお願いします。

鷺見課長補佐

※資料を基に、美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について説明。

・「所得」という表現について、所得税法の所得とは異なる計算をしているのに表現が同じでは紛らわしいため、「収入」という表現都市、一定額の控除がある旨の表現としました。

・返還命令の主体を、権限を有する「市長」とし、それに伴う所要の改正をしました。

・国の補助要綱の改正に合わせて、新入学児童生徒学用品・通学用品の限度額を63,000円としました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の研修参加費について明記し、上限額を25,000円としました。 ・その他実務に合わせて、支給費用の項目や基準日を明記し、字句の整理をしています。 ・施行については、令和5年4月1日です。
古川教育長	質問等ありましたらお願いします。
鹿野委員	きめ細かく丁寧に考えているなと思いましたが、「所得」と「収入」については、もらう方たちが有利になるような配慮ですか。
鷺見課長補佐	有利になることはないです。実際の手続きが明確になるということです。遺族年金等所得税法では非課税の収入についても計算をしたりします。
鹿野委員	そんなとこまで気を配ってやっていることに驚きました。すごい配慮がしてあるなということで感動しました。
古川教育長	現状にしっかり合わせて、抛り所として表現を見直したということです。 その他質問等ありましたらお願いします。 (委員：意見等なし) それでは議第7号についてはご承認いただいたということで、次へいきます。

議第8号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について

古川教育長	では次に「議第8号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について」をお願いします。
鷺見課長補佐	<p>※資料を基に、美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の補助要綱の改正に合わせて、新入学児童生徒学用品・通学用品の限度額を30,490円としました。 ・中学校の研修参加費について明記し、上限額を12,500円としました。 ・その他実務に合わせて、支給費用の項目や基準日を明記し、字句の整理をしています。 ・施行については、令和5年4月1日です。
古川教育長	質問等ありましたらお願いします。 (委員：意見等なし)

それでは議第7号についてはご承認いただいたということで、次へいきます。

(4) 協議・報告事項

① 令和5年度事務局職員の人事異動について

古川教育長	協議・報告事項に移ります。「令和5年度事務局職員の人事異動について」をお願いします。
山田事務局長	※令和5年度事務局職員の人事異動について説明。 ・教育総務課：課長 山田→田口。給食センター所長 青山→松尾。給食センター職員 三宅→渡辺。 ・学校教育課：課長 渡辺→竹腰。教育指導係長 岸→北野。教育センター次長 佐藤（兼務）→佐伯。学校運営協議会担当 村井→加藤。
古川教育長	質問等ありましたらお願いします。 （委員：意見等なし） では次へいきます。

③ 教育センター事業報告について

古川教育長	では次に「教育センター事業報告」をお願いします。
佐藤センター次長	※資料を基に、教育センター事業報告について説明。 ・今年度の教育センターの事業のまとめを配布しました。 ・令和5年度教育センターの運営の方針と重点方向について説明。基本的な方針としては大きく変わらず、5つの事業を中心に市内の小中学校の運営を支援するという、これが教育センターの大きな方針となります。 （変更点） ・研修については、希望する多くの教職員が参加できるように夏季研修の実施日時や回数、今日的な課題を支点にした研修の内容を検討します。特定の職務の先生しか参加できない現状があるため、もっと若い先生方にも参加してもらえようようにしたいと考えています。 ・新たにプログラミング体験講座を開設したいと思っています。ICTを浸透させるということで、企業とか専門家に協力を委託して実施し、プログラミングに興味や関心のある児童生徒を対象に夏季休業期間中に2日間実施を予定しています。 ・ほほえみ相談員を5名派遣します。令和4年度は当初2名で途中から3名だったものを、小学校だけで5名。西中と東中に1名ずつ

派遣したいと思っています。ほほえみ相談員のスキルアップをし、タブレットと使った交流や連絡を本格的にスタートできればなと思っています。

・今年度の途中から入った市費のカウンセラーを積極的に学校に派遣して、子ども達や保護者の支援ができればと思っています。

・生徒指導いじめ問題等の対策事業については、学校訪問の方を重点にして各学校の生徒指導の現状を把握するとともに、そういった課題に対してどうやって対応していくかということについて支援ができるといいなと思っています。

・発達相談特別支援関連事業につきましては、巡回発達相談、相談の記録、個別の教育支援計画などを着実に引き継いでいきたいです。学年とか担任が変わるたびに相談対象となる幼児や児童生徒をきちっと把握して、教職員が指導に当たっていかないと保護者の方の不信感にも繋がっていくんじゃないかなと。そして同時に、特別な支援を必要とする児童生徒への支援に直接関わる教職員の資質向上のために研修等も含めて、係長を積極的に現場に派遣していくような動きをしたいと考えています。

古川教育長

教育センターから来年度に向けた報告でした。現状の中で教育センターの果たす役割というのがますます重要になってきます。この報告について何か質問等ございませんか。

(委員：意見等なし)

以上で協議報告事項は終わらせていただきます。

(5) その他

古川教育長

その他はありますか。

では、次回の教育委員会の日程の確認をお願いします。

山田事務局長

※4月定例会の日程調整について説明

(委員日程調整)

4月定例会は、4月26日(水)15時00分から、会場は後日連絡。

古川教育長

その他よろしいですか。

それでは以上で令和5年3月定例会を閉会いたします。皆さんありがとうございました。

閉会 午後4時10分